

Ⅲ 作成例（その2）

〇 〇 市津波避難計画

（平成 年 月 日作成）

目 次

- 第 1 章 総 則
 - 1 目 的
 - 2 計画の修正
 - 3 用語の意味
- 第 2 章 避難計画
 - 1 避難対象地域
- 第 3 章 初動体制
 - 1 職員の連絡・参集体制
 - 2 防潮水門等の閉鎖措置
 - 3 津波情報等の収集・伝達
- 第 4 章 避難指示の発令
 - 1 発令基準
 - 2 発令の時期及び手順
 - 3 避難指示の伝達
- 第 5 章 津波に対する防災教育、広報・啓発の実施
- 第 6 章 実践的な津波避難訓練等の実施
- 第 7 章 その他の留意点
 - 1 ○○コンビナート
 - 2 ○○漁港、○○港

第1章 総 則

1 目的

この計画は、津波が発生した場合にその発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間、住民等の生命及び身体の安全を確保するための避難計画である。

2 計画の修正

この計画は、県の津波シミュレーション結果や津波避難訓練の実施・検証等に応じて適宜、検討を加え、必要があると認めるときは修正する。

3 用語の意味

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

(1) 津波浸水想定区域

想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。

(2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域をいう。

第2章 避難計画

〇〇市の沿岸には、高潮対策として〇m～〇mの防潮堤が整備されていること、また、東京湾の入り口（浦賀水道）にある深い海底渓谷の影響で、内湾には大きな津波が直接は入りにくい地形をしており、千葉県が実施した津波浸水予測においても住居地への浸水は想定されていない。

しかしながら、海浜部には津波による危険が及ぶ可能性があり、沿岸には海洋レジャー客等の多くの人手が予想される地区があるため、海浜部にいる者を避難させる必要がある。

1. 避難対象地域

海浜公園、潮干狩り場等の多数の人出が予想される海浜部を避難対象地域とする。
 避難対象地域等は次表のとおりである。

避難対象地域名	代表的な施設等	連絡先	住所	備考
〇〇海岸	〇〇海浜公園	(管理事務所) 〇〇〇-××××	〇〇地先	ウインドサーフィン、 浜遊び等。 7、8月は、休日を中心 に1日〇〇〇名程の来場 がある。
〇〇海岸	潮干狩り場	(〇〇漁協) △△△-〇〇〇〇	〇〇地先	5月の休日には 1日〇〇〇名程の来場 がある。
〇〇海岸	〇〇公園 付近	—	〇〇地先	

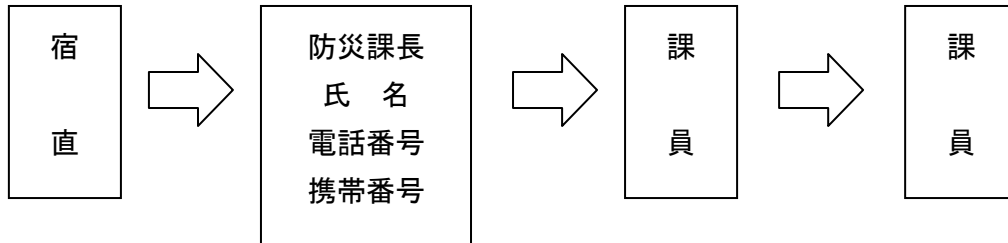
※ 津波警報、津波注意報ごとに、避難対象地域がわかるようにする。

※ 避難対象地域外であれば安全ということではなく、自然は大きな不確実性を伴うことを考慮し、一人ひとりが状況に応じて判断して避難するよう注意書きをする。

第3章 初動体制

1 職員の連絡・参集体制

勤務時間外に、津波警報及び津波注意報が発令された場合の、市職員（消防団を含む）の連絡・参集体制は、「〇〇市地域防災計画」、「職員防災体制編成表」に定めるもののほか、次による。



職員は、強い揺れ（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要と認める場合、あるいは津波警報を覚知した場合は、参集するものとする。

2 防潮水門等の閉鎖措置

(1) 管理体制

防潮水門の管理体制、平時の点検の実施状況は次のとおりである。

(管理体制、平時の点検の実施状況を記載する。)

(2) 閉鎖措置

津波発生時の防潮水門の閉鎖の手順について、次のとおり定める。

(防潮水門を閉鎖する者の安全の確保を前提として、閉鎖の手順や退避の判断基準を具体的に記載する。なお、想定される津波到達時間までに閉鎖し、安全な場所まで退避することが困難と想定される等により閉鎖できない箇所が存在する場合は、その箇所と理由を記載する。)

3 津波情報等の収集・伝達

(1) 津波警報、津波注意報、津波情報等の伝達

伝達系統及び伝達方法は次のとおりとする。

(情報伝達系統図及び伝達方法を記載する。)

(2) 津波情報等の収集

市町村内に津波警報、津波注意報が発表された時は、気象庁の津波情報や被害情報を収集する。

【情報の収集先】

J-ALERT、千葉県防災情報システム、テレビ、（携帯）ラジオ、インターネット、携帯電話のメール配信サービス、ワンセグ

(3) 伝達の内容

(どのタイミングで、誰を対象に何を知らせるのか、具体的に記載する。)

第4章 避難指示の発令

1 発令基準

(1) 避難指示の発令基準は次のいずれかに該当した場合とする。

- ① 津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合。
- ② 災害により津波に関する気象庁の警報事項等を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合。

(2) 避難指示の解除の基準は次のとおりとする。

津波警報、津波注意報の解除が気象庁から発表された時点を原則とする。

2 発令の時期及び手順

避難指示の発令は、市長が基準に該当する事態を認知したのちに直ちに行う。

市長が不在あるいは連絡がとれない場合は、副市長、〇〇の順位でこれを代行する。

3 避難指示の伝達

避難指示の発令の住民等への伝達方法は、防災行政無線（同報系）、サイレン、半鐘、エリアメール、〇〇〇など多様な手段を活用する。

（伝達系統図、避難指示を発令する時の広報文案（雛型）を記載する。）

第5章 津波に対する防災教育、広報・啓発の実施

津波避難の基本原則として、一人ひとりが迅速かつ主体的に出来る限り海岸からより遠く、より安全な場所を目指して避難することや、津波警報等が解除されるまで避難を継続することの周知・徹底のほか、近所に避難を呼びかけることが周りの人の避難を促すことになり、避難誘導する消防職団員等の負担の軽減にも繋がることなど、津波避難行動に関する教育を継続的に行うよう努めるとともに、津波に関する基礎的な知識や日ごろの備え等について絶えず広報・啓発を行う。

また、消防団員、自主防災組織のリーダー、事業所の防災担当者等については、普及啓発やワークショップの運営を担当できる内容の研修を実施するよう努める。

(以下、現在行っている広報・啓発や防災教育を含め、誰を対象にどのような手段、内容で継続的に実施するのか、具体的に記載する。)

第6章 実践的な津波避難訓練等の実施

円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うために、年1回以上、津波避難訓練や図上訓練等を実施するよう努める。また、実施後は、検討会等を実施し、問題点の検証を行う。

(以下、訓練又は訓練対象ごとに、訓練の目的、実施体制、訓練の参加者、内容等について具体的に記載する。)

第7章 その他の留意点

1 ○○コンビナート

○○コンビナート防災計画に基づく自衛防災組織の活動を踏まえ、津波避難対策を次のように定める。

(定めた内容を具体的に記載する。)

2 ○○漁港、○○港

○○漁港における津波避難対策を、漁業協同組合及び船舶管理者との協議を踏まえ、次のように定める。

(定めた内容を具体的に記載する。)

○○港における津波避難対策は、港湾管理者が中心となり本計画との整合性も図りながら定められている。

(以下、港湾における津波避難対策の計画の名称(参考資料に計画を掲載するとなお良い)と、計画の中で市町村の役割や発災時の対応等について定められている事項がある場合などは、その部分を抜粋して記載すると良い。)